

前橋市監査委員公表第31号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年3月13日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年2月14日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋地域振興連携機構共同企業体】</p> <p>2 業務計画書について（指摘事項） 業務計画書の承認手続きにおいて、令和元年度の指定管理業務に係る業務計画書が提出されておらず、市の承認を得ていなかった。 公の施設の管理に関する基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務を行うよう改善されたい。</p> <p>3 施設設備機械等の保守点検管理業務について（指摘事項） 仕様書で定められた施設設備機械等の保守点検管理業務において、一部を除き点検結果を市に報告しておらず、適正に業務が実施されているか疑義が生じる状況であった。 指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務を行うよう改善されたい。</p> <p>4 入湯税について（要望事項） 入湯税の申告において、月報で報告された入場者数と入湯税納入申告書の入場者数に差が生じており、納入された入湯税金額に疑義が生じる状況であった。 入場者数に差異が生じた原因を究明し、その結果に基づき適正に対処されたい。</p> <p>【監査対象所属：公園管理事務所】</p> <p>1 業務計画書について（指摘事項） 業務計画書の承認手続きにおいて、指定管理者から令和元年度の業務計画書の提出を受けておらず、催促もしていないことから当該年度の業務計画の承認が行われていない状況であった。 公の施設の管理に関する基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書にのっとり指定管理者に対して業務計画書の提出を行うよう指導するとともに、業務計画書の内容を精査し、適正な指定管理業務が行われるよう改善されたい。</p>	<p>業務計画書については、公の施設の管理に関する基本協定書、年度協定書、業務仕様書にのっとり作成し、適正な事務を行うよう改善することを決定した。</p> <p>施設設備機械等の保守点検管理業務については、仕様書にのっとり市への報告を行うとともに適正に業務を実施するよう改善することを決定した。</p> <p>入湯税については、市民税課の指示に従い原因の究明に努め、適正な対処を行うよう改善することを決定した。</p> <p>業務計画書については、協定書及び仕様書にのっとり、提出の指導を行うとともに、内容を精査し適正な指定管理業務が行われるよう改善を行うことを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>4 保守点検管理業務等について（指摘事項）</p> <p>指定管理者が実施する施設設備機械等の保守点検管理業務において、指定管理業務仕様書では業務の一部を第三者に委託する場合には、書面をもって市と協議し、了承を得ることを定めているが、その手続きが行われておらず、業務委託の状況を正確に把握していなかった。</p> <p>また、一部を除き業務の実施結果報告を受けておらず、結果の提出について催促も行っていなかった。</p> <p>指定管理業務仕様書にのっとり指定管理者に対して適正な手続きを行うよう指導するとともに、第三者への業務委託の状況や業務の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置を行うなど、施設の安全な管理運営を徹底されたい。</p>	<p>保守点検管理業務等については、仕様書に定められた協議事項を徹底し、第三者への委託状況の把握を行い、施設の安全な管理運営を図れるよう改善することを決定した。</p>